

## コロナ控訴審大阪高裁で結審！

### 地裁判決の最高裁判例の引用は誤りだ！地裁判決の破棄を求める！

1月24日、大阪高等裁判所において第2回口頭弁論が開催されました。控訴人の萩原さんと柿本さんは、地裁の判決は、本件とは事案をまったく内容が異なる最高裁判例(転勤命令が争われた事案)を引用・解釈して判断を下したものであるとして、その誤りについて「準備書面」を提出し訴えました。

### 「課題は業務ではない」と180度覆した地裁証言は偽証だ！

また、被控訴人の竹腰所長は、大阪地裁での最終場面における証拠調べの尋問において、それまでの「自宅待機中の課題提出は業務である！」との主張を、「課題は業務ではない！」と、びっくり仰天！180度覆す証言を行ったことから、証言が偽証であることを立証すべく、当時の山崎副所長と二人を控訴審で尋問する請求を行いました。

しかし、大阪高裁は「人証は必要ない！採用しない！」と判断し結審しました。

大阪高裁には、被控訴人らの主張だけを採用し本件とは事案をまったく異にする最高裁判例を引用・解釈し結論を導き出した大阪地裁判決を取り消して、控訴人らの請求を認める逆転判決を求めます。

判決の言い渡しは、

**3月16日(木)、13時10分、大阪高等裁判所73号法廷**

この間のご支援とご協力に感謝申し上げます。  
今後ともご支援をよろしくお願いいたします。